

補償業務管理士検定試験問題まとめ< 営業・特殊補償 >

2011/4/21

出題年度			営業補償原則
19	20	21	
○	○		公共事業の施行に伴い営業用建物等の大部分が支障となり、残地において、従前の価値及び機能を回復することができないときは、残地以外に営業用建物等を再築するものとし、移転前後の準備期間及び移転期間は、営業休止補償を行うものとする。
○	○		公共事業の施行に伴い営業用建物等の大部分が支障となるときは、構外に移転せざるを得ないが、法令等の規制や物理的又は社会的な条件によって客観的に通常妥当な移転先がなく、営業を継続することが不可能と認められる場合は、営業廃止補償を行う。なお、この場合の営業用建物の移転工法については、除却工法を採用する。
	○		店舗等の一部が支障となり、残地内において、容積率、建ぺい率等からみて、立体集約化して照応建物とすることにより、従前の店舗面積を再現できる場合は、店舗等を再築する期間及び移転前後の準備期間並びに動産等の移転期間は、営業休止補償とする。
○	○	○	営業規模縮小補償は、従来の営業用建物等の一部が公共事業で支障となった場合に支障部分の営業規模を縮小して、営業を再開しても損益分岐点売上高を確保できる場合に採用される方法である。なお、営業規模の縮小に伴って生ずる営業用固定資産の売却損、解雇予告手当、離職者補償のほかに資本又は労働の遊休化、経営効率の低下が認められる場合の損失について、補償することとしている。
○	○	○	営業廃止補償は、営業用建物等を移転する場合に法令等の制限、移転場所の物理的制約により、営業廃止要件を満たす場合に採用される。この場合、転業に通常必要とする期間中の従前の収益（個人営業の場合にあっては所得。以下この設問において同じ。）相当額の補償に当たっては、従前の収益の2年分の範囲内で補償するものとされている。ただし、被補償者が高齢者(65歳以上)の場合は、3年分の範囲内とされている。
○	○	○	営業休止補償で仮営業所を設置して営業を継続させることが必要かつ相当であると認められる場合（公益性の強い事業で営業休止が社会的に見て妥当でないとき、災害時等の緊急工事等で仮移転させる必要があるとき）のほか、仮営業所を設置するのに適当な場所が存する場合において、仮営業所の補償を行うのは、営業休止補償との経済比較をしたうえで、経済的合理性が認められた場合に採用される方法である。
○			営業補償の内容は、支障となる営業用建物の移転工法によって大きく左右されることとなり、適正な補償を行うため、建物等の移転工法と営業補償方法の双方から総合的な検討が必要となるが、その結果において合理的な移転工法が認定されたものであれば、被補償者が補償内容と異なる移転工法を採ったとしても起業者に責めはない。
○	○		営業規模縮小に伴って従業員が解雇される場合は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下同じ。）第20条の規定に基づき平均賃金の30日以上を補償することとされている。ただし、事業主が30日以前に予め解雇の予告をした場合には、解雇予告手当の補償をする必要はないとされている。
○	○		営業休止期間中の従業員の休業手当を認定するに当たって、標準的には休業手当の補償額は標準賃金の80 / 100とされている。しかし、従業員のうち精密機械等の熟練した特殊技術者については、休業期間を契機に他の企業から引き抜かれることなどが予見される場合等は、休業手当の補償額は標準賃金の100 / 100を負担することができるとされている。
○	○		営業廃止に伴って従業員が解雇される場合は、社会的実態を考慮し、直ちに再就職することが困難な場合には、本人の請求により、再就職に通常必要とする期間中の従前の賃金相当額の範囲内で妥当と認められる額を離職者補償として補償することができるとされている。
	○		法人の営業休止補償を行う場合の収益額の認定に当たっては、通常、企業本来の営業活動により発生した売上高から商品の仕入れ、製品等の売上に直接必要とする売上原価(製造原価)及び本来の営業活動において生ずる販売費及び一般管理費を控除して求めることから収益額の認定は、この営業利益を基本にし、これに必要とされる費用又は収益を加算減算して求める。
	○		営業用建物の一部が支障となり移転先及び移転工法を検討した結果、構内再築工法の一環である照応建物により再築することが最も妥当と判断された場合に、通常の再築工法に比較して照応建物による再築工法では、営業休止期間そのものは後者のほうが若干長期間となる場合がある。
	○		営業に関する補償は、営業休止補償が代表的なものであるが、営業を休止することなく仮営業所を設置して営業を継続することが必要かつ相当であると認められるときは、仮営業所の借上げ又は設置等の費用、仮営業所であるための収益減（所得減）、店舗の位置の変更により一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額及び店舗の仮移転に伴う商品、仕掛品等の減損その他通常生ずる損失額を補償する。

補償業務管理士検定試験問題まとめ＜営業・特殊補償＞

2011/4/21

[illegible]

補償業務管理士検定試験問題まとめ＜営業・特殊補償＞

2011/4/21

出題年度			簿記
19	20	21	
○			売上の増加の仕訳では、売上勘定は、貸方に記入される。
○			借入金の増加の仕訳では、借入金勘定は、貸方に記入される。
○			未収入金の減少の仕訳では、未収入金勘定は、貸方に記入される。
○			前渡金の減少の仕訳では、前渡金勘定は、貸方に記入される。
	○		売掛金が増加する仕訳では、売掛金勘定は統一する借方に記入される。
	○		未払金が増加する仕訳では、未払金勘定は統一する借方に記入される。
	○		短期貸付金が増加する仕訳では、短期貸付金勘定は統一する借方に記入される。
	○		仕入が増加する仕訳では、仕入勘定は統一する借方に記入される。
	○		車両について減価償却費100,000円を実施した。 (借方) 減価償却費 100,000円 / (貸方) 車両 100,000円
	○		売掛金300,000円を手形で回収した。 (借方) 受取手形 300,000円 / (貸方) 売掛金 300,000円
	○		商品を150,000円で売上げた。代金は翌月回収である。 (借方) 売掛金 150,000円 / (貸方) 売上 150,000円
	○		有価証券が値下がりましたので250,000円の評価損を計上した。 (借方) 有価証券評価損 250,000円 / (貸方) 有価証券 250,000円
		○	資本金の増加の仕訳では、資本金勘定は貸方に仕訳される。

補償業務管理士検定試験問題まとめ＜営業・特殊補償＞

2011/4/21

[illegible]

補償業務管理士検定試験問題まとめ＜営業・特殊補償＞

2011/4/21

出題年度			会計・財務諸表
19	20	21	
○			棚卸資産のうち、恒常在庫品として保有するもの若しくは余剰品として一年以上にわたって保有するものは、固定資産とせず流動資産に含まれる。
		○	未収収益は、流動資産の区分に表示される。
		○	前払費用であって、1年以内に費用となるべきものは、流動資産の区分に表示される。
		○	ソフトウェアは、無形固定資産の区分に表示される。
		○	買掛金は流動負債の区分に表示される。
○			資産と負債を流動固定に区分する基準として、正常営業循環基準と一年基準とがあるが、支払手形が流動負債とされるのは、正常営業循環基準によるからである。
○			試用販売では、得意先が買取りの意思を表示することによって、売上が実現するのであるから買取り意思表示前の出荷時点では、当期の売上を計上できない。
	○		財務諸表には、重要な会計方針を注記しなければならない。
	○		企業会計上、継続性が問題とされるのは、一つの会計事実について二つ以上の会計処理の原則又は手続の選択が認められている場合である。
	○		企業が選択した会計処理の原則及び手続を每期継続して適用しないときは、同一の会計事実について異なる利益額が算出されることになり、財務諸表の期間比較を困難ならしめる。
	○		企業会計では、いったん採用した会計処理の原則又は手続は、正当な理由により変更を行う場合を除き、財務諸表を作成する各期間を通じて継続して適用しなければならない。
	○		企業会計は、企業の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供するものでなければならない。
	○		企業会計は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

補償業務管理士検定試験問題まとめ＜営業・特殊補償＞

2011/4/21

[illegible]

補償業務管理士検定試験問題まとめ<営業・特殊補償>

2011/4/21

出題年度			営業調査の方法
19	20	21	
○	○	○	営業主体の調査項目は、法人名称、所在地、代表者氏名、設立年月日、移転対象となる事業所等の名称、所在地、責任者氏名及び開設年月日、資本金の額、法人組織、移転等の対象となる事業所等の従業員数及び平均賃金、移転等の対象となる事業所等の敷地及び建物の所有関係資料
○	○	○	業務内容の調査項目は、業種、移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目、原材料、製造又は商品の主な仕入先及び販売先（得意先）、品目等別の売上構成、必要に応じ税務署に提出した確定申告書とともに事業概要説明書等の写し
○	○	○	仮営業所の調査は、仮営業所の設置場所の存在状況、賃料及び一時金の水準、仮営業所用建物の存在状況、賃料及び一時金の水準、仮設組立建物等の資材リースに関する資料
○	○	○	法人の場合の事業概況説明書は、確定申告に際して、税務署が調査指導として、相互の手数を省略するために作成することを要請している書類であり、会社の名称、所在地、主な事業内容、事業形態、月別売上高、仕入高、生産高、販売実績、販売計画、受注、顧客の動向、従業員の雇用状況など企業の事業内容や業績の概要を知るうえで貴重な資料である。特に上場企業の場合は、法人の営業調査を行う前に、有価証券報告書を入手すれば、企業概要及び経営状況を知ることができる。
○	○	○	法人の場合の損益計算書は、「1会計期間」の企業の経営成績を表示する報告書であり、営業成績を知り、将来の営業成績を予測するとともに、収益額を認定するために必要な資料である。また、貸借対照表は、企業の財政状況を表示する報告書であり、営業休止期間中の固定的経費の認定で長期借入金の有無等を確認するときに活用するため必要な資料である。最近の企業の経営状況を把握するために過去3か年分の損益計算書を収集している。
○	○		法人の場合の総勘定元帳は、各勘定科目ごとに「1会計期間」における費用及び収益の発生に基づいて記録する会計書類である。したがって、営業休止期間中でも必要となる固定的経費の認定に当たり、減価償却費の明細書、公租公課、福利厚生費、組合費等の費用について、総勘定元帳によりその内訳を調査し、固定的経費として認定するか否かを判定するのに必要な資料である。
○			従業員の休業手当に関する調査は、算定すべき日以前3箇月間に支払われた賃金（給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、支払われた労働の対価）を賃金台帳等により調査して作成する。
○			営業調査において、個人営業者であるため確定申告はされておらず、資料の整理が不十分で売上高、売上原価及び必要経費が不明確な場合は、実態調査によって営業内容等を把握し、同業同種の営業の経営指標などの公的統計資料等を基に所得を認定することとなる。
		○	個人営業の場合で青色申告、白色申告がなされていないことなどにより、営業関係資料が整理されていない場合は、実地調査を行い、売上高、売上原価及び必要経費を把握して所得額を認定する必要がある。
	○		確定申告されていない場合で、売上高は確認できたが、その他の経費に関する資料等が不十分であったり、信頼性に欠ける場合は、公的機関が調査した中小企業の財務指標を基に収益額を推定することができる。
○	○		個人で青色申告又は白色申告により確定申告がされていない場合でも、現在市町村内に居住している場合には、都道府県民税、市町村民税について、前年に所得があった場合は、赤字経営であっても所得が少額であっても申告書を提出することになっているので、申告書（控）が入手できる場合は、それを基に所得を認定する。また、本人申請で市町村から証明された所得証明があればそれにより所得を認定する。なお、税務申告を行っていない場合は、実地調査により営業実態を把握する。
○			営業調査において、企業会計等の資料のみでなく土地登記簿、建物登記簿、法人登記簿及び商業登記簿等を調査することにより、営業所の所在地、社名、代表者名、業種及び開設年月日などの他に企業が所有する土地、建物及び営業用施設等についての権利関係などの概要を把握する必要がある。
○	○		仮営業所を設置する場合は、仮営業所の適地の有無及び地代、建設費又は仮設組立建物のリース料等、また、借り上げる場合は、周辺適地に類似店舗、事務所等の賃貸物件の有無及び借り上げ賃料等の調査をする。

補償業務管理士検定試験問題まとめ＜営業・特殊補償＞

2011/4/21

出題年度			営業調査の方法
19	20	21	
○	○	○	営業休止補償の場合は、建物移転工法に基づく休業期間の調査、収益（所得）、得意先に関する調査、固定的経費に関する調査、従業員（人件費）の調査、商品、仕掛品等に関する調査、移転広告費等の調査をする。なお、休止補償の場合の営業建物の移転工法は、構内での再築工法（照応を含む。）、改造工法、曳家工法、構外での再築工法がある。
	○		営業休止補償の収益額の認定に関し、白色申告の場合、ほとんど損益計算書はなく、経費も一括計上されていることから、確定申告書の営業による収入から専従者給与を除いた経費を控除し、所得額を認定する。
○		○	営業規模縮小補償の場合は、営業廃止補償と同様に規模縮小部分の営業用固定資産及び流動資産、従業員及び雇用に関する資料、資本の過剰遊休化及び経営効率の低下損失の認定に必要な資料、規模縮小後の損益分岐点売上高などを調査する。なお、建物の一部を切り取り縮小する場合の営業用建物の取扱いは、営業廃止の場合と同様である。
○		○	廃止補償の場合の営業の権利に関する資料としては、近傍同種の権利等の取引事例がある場合は、その取引に関する資料、また、当該営業権が他から有償で譲り受けた場合又は合併により取得した場合にあっては、その取得に関する資料が必要である。営業権に関する帳簿としては、無形固定資産台帳がある。
	○		営業廃止補償の場合は、営業権等の取引事例等の調査、廃止に伴う建物設備等の営業用固定資産及び商品、仕掛品、原材料等の流動資産の調査、その他資本に関して生ずる損失の調査、従業員の雇用契約等の調査が必要である。
	○		営業廃止とする場合は、従業員を解雇等する場合があるので従業員の賃金台帳、従業員数、従業員の雇用契約に関する資料が必要である。
	○		営業廃止とする場合は、既存の施設等を売却する必要があるので営業用の固定資産及び流動資産に関する資料が必要である。
	○		営業廃止とする場合は、確定申告書、営業上の契約の解除又は解約に伴う違約金あるいは、精算法人の場合はそれに要する経費等が予測される場合は、それらに関する専門家の意見書等に関する資料が必要である。
	○		営業廃止補償の場合は、営業権に関する事例、売却損の対象となる営業用の固定資産及び流動資産、従業員の解雇又は退職に関する労働協約、就業規則その他雇用契約に関する資料、社債の繰上償還等により生じる損失、契約解除に伴う違約金等の調査が必要である。なお、廃止補償の場合の建物については、営業用固定資産の売却損の補償として取り扱うことになる。
	○		廃止補償の場合の売却損の対象となる営業用固定資産及び流動資産に関する資料としては、固定資産としての建物、機械装置、車両運搬具、器具備品等、流動資産として商品、仕掛品、原材料等に関する資料がある。固定資産に関する帳簿としては固定資産台帳が、流動資産に関する帳簿としては総勘定元帳がある。
	○		廃止補償の場合のその他の資料としては、その他資本に関して通常生じる損失として、社債の繰り上げ償還により生じる損失等が考えられ、また、資本のみに関して生ずる損失ではないが、それに関連して経営体に生じる損失として、営業上の契約の解除、又は解約に伴う違約金及び清算法人に要する諸費用等があるので、これらに関する資料がある。
	○		付属明細書は、1会計期間の所得計算、租税公課、減価償却、借入金及び支払利子、人件費、地代家賃、雑益雑損の内訳明細が記載された書類であり収益額、固定的経費及び人件費の認定のための資料である。
		○	営業に関する調査においては、会計書類に関する適切な資料の収集が重要であり、企業の営業活動の実態とその活動のために必要な財産的組織体の内容をも調査する必要がある。

補償業務管理士検定試験問題まとめ＜営業・特殊補償＞

2011/4/21

[illegible]

補償業務管理士検定試験問題まとめ＜営業・特殊補償＞

2011/4/21

出題年度			営業補償の理論と実務（休止）
19	20	21	
○			収益額の認定に関し、営業外収益のうち、受取利息、受取配当は、収益に加算しない。
○			損益分岐点の計算に使用される限界利益とは、売上高から変動費を控除したものをいう。
○	○		得意先喪失補償における限界利益率を算定する場合、製造業の製造原価のうち、賞与、厚生費、試験研究費、修繕費はすべて固定費であるが、引当金から繰り入れられた分がある場合は、除かなければならない。
	○		得意先喪失補償における限界利益率を算定する場合、飲食業の販売費及び一般管理費における接待交際費及び雑費は常に固定費である。
	○		得意先喪失補償における限界利益率を算定する場合、製造業の製造原価における期末材料棚卸高及び売上原価における期末商品棚卸高はいずれも常に変動費である。
	○		限界利益率を求める場合、業種が「小売業」の場合の「販売費及び一般管理費」の勘定科目のうち、「保管料」は変動費である。
○			都道府県民税は、法人については法人税割と均等割があり、法人税割は法人税額を課税標準として一定率により課税される。均等割は、毎年一定額が課税されるもので固定的に支出される経費とも考えられるが税に占める額が少ないこと、また、法人税割については、前年度の収益に応じて課税される一種の収益税と考えられることから、補償上の取扱いとしては、いずれも固定的経費としないこととしている。
○			電気、ガス、水道、電話等の基本料金は、構内移転のときは、その使用が継続するものとして、それぞれの全額を固定的経費として補償する。
○			減価償却費は、機械、車両、装置等は休業期間中は稼働しないため、稼働による減耗はないものの、時の経過に伴う陳腐化はあることから、当該資産の減価償却額の50%を固定的経費として補償する。
○			用対連細則で規定されている仮営業所を設置して営業を継続することが必要かつ相当であると認められる場合とは、仮営業所を設置するのに適当な場所が存すると見込まれ、かつ、仮営業所の設置による補償総額が営業の休止による補償総額より経済的である場合、銀行、郵便局等公益性の強い事業で、その営業活動を休止させることが社会的にみて妥当でない場合、急な工事のため、仮移転をさせる必要がある場合
	○		仮営業所の設置に要する費用については、仮設組立建物等の資材をリースする方法、建物等を借家する方法又は仮設建物等を建築する方法等があるが、その規模や内装等は従前と同等の補償とする。
	○		被補償者が、仮営業所の設置の費用に関し、営業部分と住居部分とを分離できないため、当該住居の部分を設置するために要する費用も含めるよう主張しても、起業者が分離の可否を判断し、通常妥当な移転方法として認定した方法により補償額を算定することとなる。
	○		仮営業所の設置による補償を行う場合は、客観的に得意先喪失が生じないと認められる場合は、補償基準上、得意先喪失の補償ができる規定があっても補償の必要はない。

補償業務管理士検定試験問題まとめ＜営業・特殊補償＞

2011/4/21

出題年度			営業補償の理論と実務（休止）
19	20	21	
○			免税事業者が、課税事業者を選択していない場合で、計算上売上に係る消費税等と仕入に係る消費税等に差があり、前者が後者の2倍である場合は当該差額は益税となるが、収益の認定においては、これを含めて認定することとなる。
○			得意先喪失の補償の算定式は、次のとおりである。 補償額＝従前の1箇月の売上高×売上減少率×限界利益率
○			売上減少率表の短期休業と長期休業の区分は、実務上、一般的に30日以内を短期、30日超を長期として運用されている。
○			限界利益率を求めるに当たって、費用分解基準一覧表を用いて限界利益率を算出することが困難な場合は、「中小企業の財務指標」（中小企業庁編）中の計数を用いて、次式により算出することができる。 (売上高－(売上原価－労務費－貸借料－租税公課))÷売上高
	○		赤字決算の場合は、原則として補償しない
	○		日用品を販売する店舗の移転に伴い、仮営業所をあらかじめ設置する適当な場所があり、法律、条例等からも比較的容易に設置できる条件が整っている場合であっても、仮営業所による補償を行うには仮営業所を設置しない場合の補償と経済比較を行うことが必要である。
	○	○	税抜経理方式の場合、売上ににかかる消費税額は、仮受け消費税として預かり金処理し、また、仕入に係る消費税額は仮払消費税として仮払金処理されるので、どのような場合も事業の損益には影響しない。よって、売上に係る消費税等や仕入に係る消費税等を仮受消費税や仮払消費税等として区分し経理する必要がない。
	○		税込経理方式か税抜経理方式かにかかわらず、休業（人件費）補償に当たっては、そもそも人件費は課税仕入れの範囲から除外されているため、消費税等又は消費税等相当額を考慮する必要はない。
	○		税込経理方式の場合、納付した消費税等額は租税公課として事業所得等の必要経費に算入され経理処理される。
	○		引当金は、将来の支出や損失の発生に備えて引き当てておくもので、負債性引当金（代表例は、退職給与引当金）は負債の部にプラス表記で計上される。
	○		企業は生産や営業のために建物や機械などを必要とするが、その価値（取得価格等）は利用過程や時間の経過で老朽化や陳腐化が進むので、その価値の減少分を貸借対照表上から控除し、費用として毎期の損益計算書で処理する経理をとっているが、この減少分や費用を減価償却費という。
	○		営業利益は、売上高から売上原価、製造原価、販売費及び一般管理費を控除し求められるもので、製品の生産や販売、サービスの提供で得た「本業の儲け」を現すものである。
	○		営業休止補償において、休止期間中も支出を必要とする費用として、収益額の認定の過程で費用とした経費のうち、「固定的経費」として補償することが妥当なものは「無形固定資産の減価償却費」である

補償業務管理士検定試験問題まとめ＜営業・特殊補償＞

2011/4/21

出題年度			営業補償の理論と実務（休止）
19	20	21	
			調査時点が1月であり、前年の確定申告をしておらず、申告資料の提供を受けられない場合は、現在の居住地で前々年の確定申告書の控を青色申告も白色申告も行っていない場合にあって前々年に所得があれば市町村民税や県民税について確定申告書を提出しているので、その申告書の控を徴し、所得額を認定する。
			青色申告の場合は、損益計算書、損益計算書の内訳明細書及び資産負債調査（貸借対照表）の添付が必要で、利益計算が明確であるので、所得額の認定は当該損益計算書を基本に行う。
			白色申告の場合は、確定申告書に記載されている収入金額から必要経費を控除して所得額を認定する。この場合、妻等の専従者として支払った給与が経費計上されている場合は、控除しないものとする。
			販売費及び一般管理費のうち、水道光熱費は、製造業、建設業、卸売業及び小売業については、固定費であるが、飲食業、サービス業は変動費である。
			工事原価の労務費は、建設業の場合は変動費である。
			工事原価の労務管理費は、建設業においては固定費である。
			税込み経理方式を採用している事業者の営業補償額の算定を行う場合は、損益計算書の計上値で収益額の認定を行うと、棚卸資産及び減価償却資産に含まれる消費税等分が損益に影響することから、適切といえない。
			消費税等の経理上の扱いについて、税込みとする方法と税抜きとする方法の2方式があり、どちらを選択するかは事業者の自由裁量である。
			使用者の責めに帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中当該労働者にその平均賃金の100分の60以上の手当を支払わなければならない。
			社債発行差益とは、社債の額面価額と発行価額との差額をいう。
			創立費とは、会社の法律上の成立までの間に支出した費用をいい、事務所借料、必要書類の作成費等がある。
			開業費とは、会社の成立後、営業の開始時点までに支払われた開業準備のための費用をいい、土地・建物借料、広告費、通信費等がある。
			営業休止補償において、「公共用地の取得に伴う損失補償基準」（昭和37年10月12日用地対策連絡会決定）第44条第1項第1号に規定する「固定的な経費」に該当する科目として「特許権の償却費」がある。

補償業務管理士検定試験問題まとめ<営業・特殊補償>

2011/4/21

[illegible]

補償業務管理士検定試験問題まとめ＜営業・特殊補償＞

2011/4/21

出題年度			営業補償の理論と実務（廃止・縮小）
19	20	21	
○			営業廃止に伴い解雇を余儀なくされる従業員がいる場合で、解雇する30日前に解雇の予告ができない場合は、解雇予告手当相当額を使用者に補償すれば足りる。
○			免許を受けた営業等の営業の権利等が資産とは独立に取引される慣習がある、いわゆる営業権の補償は、企業の持つ営業上の収益力が他の同業種の平均的な収益力に比較して超過している場合に、その部分に着目して補償するものである。
○	○		営業権の取引事例がない場合における補償は、年間超過収益額（過去3か年の平均収益額から年間企業者報酬額及び自己資本利子見積額を控除して得た額）を8％で除した額であるが、この場合の8％は還元利回りと一般に言われており、建物移転料の運用益損失額の算定における利率とは、その性格を異にするものである。 $R \text{（年間超過収益額）} \div r \text{（年利率8％の固定利率）}$
	○		営業権は、過去3か年の平均収益額から年間企業者報酬額及び自己資本利子見積額を控除して求めるが、この場合の自己資本利子見積額は、貸借対照表の資本金、資本準備金及び利益準備金の合計額に8％を乗じて求める。
	○		営業権に関する最高裁判所の判例によると、「法人税法（昭和40年法律第34号）における営業権（のれん）とは、当該企業が長年にわたる伝統と社会的信用、立地条件、特殊な製造技術及び特殊な取引関係の存在並びにそれらの独占性等を総合した他の企業を上回る企業収益を稼得することができる無形の財産価値を有する事実関係である。」と判示されている。
○			店舗が支障となり、営業規模縮小補償の対象となる縮小率は、売上高と密接な関係にある売場面積又は従業員数等によって、判断するのが妥当である。
○			商品、仕掛品、原材料等の営業用流動資産の売却損の補償額は、その費用価格から現実に売却して得る価格を控除して得られる価格とし、費用価格の50％を標準とする。
○			転業に通常必要な期間とは、経営者が従来の営業を廃止して、新たな営業を開始するために通常必要とする期間のことをいい、通常、6箇月から1年とされている。
	○	○	労働の過剰遊休化の補償額＝{（従業員手当相当額×縮小率）－（解雇する従業員の従業員手当相当額）}×補償期間
	○		売却できる固定資産の売却損補償額＝（当該資産の再調達価格×現価率）－売却価格
○	○	○	資本の過剰遊休化の補償額＝{（固定的経費×縮小率）－売却する資産に対する固定的経費}×補償期間
	○		営業廃止補償の要件：騒音、振動、臭気等を伴う業種その他の社会的条件により、営業場所が限定される業種である場合
	○		営業廃止補償の要件：公有水面の占有を必要とする業種その他の物理的条件により営業場所が限定される業種である場合

補償業務管理士検定試験問題まとめ＜営業・特殊補償＞

2011/4/21

[illegible]

補償業務管理士検定試験問題まとめ＜営業・特殊補償＞

2011/4/21

出題年度			漁業補償
19	20	21	
○			漁業権の消滅等に係る補償を受ける者とは、漁業権においては、当該権利の設定につき免許を受けている者（漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会又はその他の者で定置網漁及び区画漁業について免許を受けている者）
○			漁業権の消滅等に係る補償を受ける者とは、入漁権においては、当該権利を取得している者（漁業協同組合又は漁業協同組合連合会）
○			漁業権の消滅等に係る補償を受ける者とは、許可漁業においては、当該漁業の権利を有する者
○			濁水等で漁業に影響を与えた場合の補償 補償額＝漁獲量×魚価×所得率×被害率×複利年金現価率
○			一時的に操業を制限する場合の補償 補償額＝漁獲量×魚価×収益率×被害率×複利年金現価率
○			漁場の一部を恒久的に制限する場合の補償 補償額＝漁獲量×魚価×収益率÷資本還元率×被害率
○			漁業権を消滅する場合の補償 補償額＝漁獲量×魚価×収益率÷資本還元率
		○	漁業権漁場の一部で水面を占有しての工事が行われ、工事期間中、漁業権の行使に制限が生じる場合の補償の算式として (漁獲量 × 魚価 - 経営費) ÷ 還元利率 × 被害率 × 複利年金現価率
	○		漁獲数量の把握に当たっては、当該地域の実情を調査するとともに、各種の統計資料や税務申告書等を参考とし、さらに、漁業者自身の家での消費数量、近所等への贈物として利用される自家消費数量も含めて算定する必要がある。
		○	漁獲された漁獲物は、市場や仲買人への出荷、料理屋等への直接販売等により換金されるが、需要に合わないために漁業者が自家消費する場合もあることから、漁業権等の消滅に係る補償額算定の基礎となる漁獲数量には、これら自家消費された数量も含める必要がある。
	○		漁業権の消滅又は制限により通常生ずる損失の補償としては、「漁業廃止の補償」、「漁業休止の補償」及び「漁業の経営規模縮小の補償」の3つがある。
	○		漁業所得と漁業純収益との差は、漁業経営費の中に「自家労働費」を含むか否かで定まるものである。例えば、所得率50%、純収益率20%であるとき、その差の30%は、漁業収入に対する「自家労働費」の割合を示している。
	○		漁業権の消滅又は制限により漁業の廃止が余儀なくされる場合、補償項目の1つとして、個人経営においては、「転業に通常必要とする期間中（4年以内）の従前の所得相当額」を補償することとなっている。

補償業務管理士検定試験問題まとめ＜営業・特殊補償＞

2011/4/21

出題年度			鉱業権・採石権補償
19	20	21	
○			鉱業権は、相続その他の一般承継（会社の合併）譲渡（売買、贈与等）、強制執行、滞納処分目的となり、採石権の場合は、事業の譲り渡し、相続、合併若しくは分割の承継手続をとれば権利義務すべてが承継される。
○			鉱業権は、物権とみなされ不動産に関する規定を準用するとされており、採石権も物権であり、地上権に関する規定を準用するが、地上権又は永小作権の権利の目的となっている土地についても、その利用を妨げない限り設定することができる。
○			鉱物の採掘権は、期間の制限はないが、採石権の存続期間は20年以内となっており、期間の更新も可能であり、その期間は更新の時から20年以内である。
○			鉱業権の行使は、道路等の公共施設以外の一般住宅等の敷地においても50m（地表及び地下）の範囲にあっては、その敷地等の管理者の承諾が必要である。この場合、管理者は、正当な理由がない限りその承諾を拒むことができない。
	○		鉱業権者は、既設の道路端から水平距離で50メートル以内において鉱物を掘採するときは、原則として、道路管理者の承諾を得る必要がある。
○			起業者の国は、原石採取場の土地所有者がA及びBの2人で一つの採取場計画の認可を受けている場合、採取場の採石権全体の損失額を算定し、土地所有者ごとの採取場の採取不可能原石量の割合を乗じて算定をする。
	○		採石権の補償額の算式にある算定因子の「原石採取場が毎年あげうる純収益」は、「（年間の製品採取量×製品平均価格）-製品採取に要する費用（起業費の減価償却費を含まない。）」の式により求められる。
	○		年間の製品採取量は、採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）第11条の規定による業務状況報告書に製品別年間生産量が記載されているので、同報告書を収集し、参考とすることができる。
	○		採石権の補償額の算式にある算定因子の「今後投下されるべき起業費の現在価額」は、原石採掘中においても順次投下していく必要があり、今後投下されることが見込まれる費用を貯蓄利率で前価計算し、評価時点における価額に修正することとしている。

補償業務管理士検定試験問題まとめ＜営業・特殊補償＞

2011/4/21

出題年度			農業、立毛、養殖物等の補償
19	20	21	
○			養殖物を移殖することが困難又は不可能なときは、養殖物の粗収入見込額から土地の引き渡し以後に通常投下される経営費を控除した額を補償（当該養殖物に市場価格があるときは処分価格を控除）するときとすでに投下した費用を補償するときがある。
○			養殖物を他に移殖することが相当と認められるときは、移殖に要する経費と移殖に伴う減収予想額を補償する。
○			特産物を他に移殖することが相当と認められるときは、移殖に要する経費と移殖に伴う減収予想額を補償する。
○			「自家労働費」は農業廃止補償の所得相当額を求める場合の農業経営費には算入しない。
○			「自家労働費」は農業休止補償の所得相当額を求める場合の農業経営費には算入しない。
○			「自家労働費」は立毛補償の算定で土地の引渡時以降に通常投下される農業経営費には算入する。
○			「自家労働費」は特産物補償の算定で純収益を求める場合の経営費には算入する。
○			農業休止補償は、農業廃止補償額の範囲内で行われる。
○			農業廃止補償と農業休止補償の判断要素の一つに代替農地の取得が客観的に可能か否かということがある。
○			農業補償では算定された補償額が減額して決定されることが生じる。
	○		農業廃止補償における大農具の売却損額は、新品価格÷耐用年数×残存年数－売却価格で求める。
	○		養殖物の補償は、養殖物を他に移殖することが相当である場合は、立木の移植補償と同様、移殖に要する費用及び移殖に伴う減収額を、他に移殖することが困難な場合は、立毛補償と同様に養殖物がもたらすであろう収益を補填する方法により補償する。
	○		養殖物に対しては、漁業権等の消滅又は制限により漁業補償の対象となる場合又は公有水面以外の水面で養殖を行い営業補償の対象となる場合には補償しない。

補償業務管理士検定試験問題まとめ＜営業・特殊補償＞

2011/4/21

出題年度			農業、立毛、養殖物等の補償
19	20	21	
	○		養殖物を他に移殖することが相当であるかどうかは、移殖することの技術的可否のほか、移殖先における養殖条件、移殖距離等について経済的可否も考慮し判断する必要がある。
	○		農業休止補償の収益(所得)減とは、農業の休業中の期間に係る収益(所得)減をいい、その期間は通常農地を再取得する必要期間である。
	○		農業休止補償の固定的な経費は、農業を休止している期間に係る固定的経費で、その期間は通常農地を再取得するために必要とする期間である。
	○		農業休止補償における農業を休止している期間に係る固定的な経費は、公租公課、施設の減価償却費及び施設の維持管理費であり、電気、ガスの基本料金も含まれる。
	○		農業廃止の損失の補償としては、営業の継続が不可能となる場合と同様、不要となる農具等の売却損、雇用者の解雇に伴う解雇予告手当相当額、その他労働に関して通常に生ずる損失額等が補償の対象となる。
	○		立毛の補償は、立毛の粗収入見込額から土地の引渡時以降に通常投下される農業経営費を控除した額を補償する。
	○		粗収入見込額は、豊凶の続いた年を除いた立毛作物の評価時前3年間の平均収穫量を当該作物の生産者価格に乗じて得た額と副産物の価格との合計額とする。
	○		取得又は使用する土地に立毛がない場合でも、農作物を作付けするためにすでに費用を投下しているときには、種苗費、肥料費並びに耕うん整地その他の労働費（自家労働の評価額を含む。）等の既投下経費を補償する。
	○		農業補償の場合において、宅地化が予想される農地等に関して農業補償に相当するものの全部又は一部の額が土地等の正常な取引価格に含まれていると認められるときは、当該額を農業補償額から控除した額をもって補償する。
	○		取得又は使用しようとする土地の正常な取引価格に農業補償に相当するものの全部又は一部が含まれているか否かの認定方法は、土地の正常な取引価格から農地として利用して得られる収益価格を差し引いた額と農業補償額とを比較して判断する。
	○		宅地見込地のように農地地域から宅地地域へ移行しつつある地域内の土地にあっては、近傍の取引事例から求めた当該土地の正常な取引価格が農地として得られる純収益を資本還元して求めた収益価格を大きく上回るのが一般的である。